

令和 2 年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

令和 2 年 10 月 20 日
名古屋市人事委員会

○ 給与勧告のポイント

1 期末・勤勉手当

年間支給割合を 0.05 月分引下げ、4.45 月分とする

※ 本年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、勧告の基礎となる民間給与の実態調査について、特別給（ボーナス）と月例給を分割して調査したことから、先行して調査を実施した特別給について報告・勧告するもの。月例給については、別途必要な報告・勧告を予定。

1 職種別民間給与実態調査（賞与等の調査）

市内の企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の 1,663 事業所から 272 事業所を無作為に抽出し、特別給の支給状況等について調査

2 給与改定

(1) 期末・勤勉手当（ボーナス）

- ・ 民間の年間支給割合 4.45 月分（職員の年間支給割合 4.50 月分）
- ・ 市内民間事業所における支給状況等を考慮して、年間支給割合を 0.05 月分引下げる（4.50 月分→4.45 月分）。本年度については、12 月期の期末手当から差し引くこととし、令和 3 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるように配分することが適当である。

(2) 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日から実施

3 給与勧告実施の要請

給与勧告制度が、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保し、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与してきた役割を理解され、勧告どおり実施されるよう要請する。

本市と国の期末・勤勉手当（ボーナス）に関する給与勧告の実施状況

年	名古屋市		国	
	勧告内容 (月数)	年間支給割合 (月数)	勧告内容 (月数)	年間支給割合 (月数)
平成 22 年	△0.20	3.95	△0.20	3.95
平成 23 年	—	(3.95)	—	(3.95)
平成 24 年	—	(3.95)	—	(3.95)
平成 25 年	—	(3.95)	—	(3.95)
平成 26 年	0.15	4.10	0.15	4.10
平成 27 年	0.10	4.20	0.10	4.20
平成 28 年	0.165	4.30(※)	0.10	4.30
平成 29 年	0.10	4.40	0.10	4.40
平成 30 年	0.05	4.45	0.05	4.45
令和元年	0.05	4.50	0.05	4.50
令和 2 年	△0.05	4.45	△0.05	4.45

- (注) 1 年間支給割合の「()」は、較差が極めて小さいため較差解消を行っていない。
 2 本市では平成 26 年度には課長級以上の管理職員について、改定が行われなかった。
 3 本市では平成 28 年度については、年間支給割合が 0.065 月引き下げられ、4.135 月であった。(※)